

土地利用調整課長会議設置要綱

(総則)

第1条 2以上の部等にわたり調整を要する土地利用に係る案件について、総合的な協議を行い、必要に応じて一定の方向性を定めるため、土地利用調整課長会議（以下「課長会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 課長会議は、案件ごとに都市部都市計画課長及び案件に関係のある課長（以下「関係課長」という。）をもって組織する。

(議長等)

第3条 課長会議に議長を置き、都市部都市計画課長をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

(課長会議)

第4条 課長会議は、関係課長からの要請に基づき議長が招集する。

2 課長会議は、必要に応じて関係課長以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(要請)

第5条 関係課長は、前条第1項の規定により課長会議の要請をしようとするときは、あらかじめ議長に事案名及びその内容を通知するとともに、課長会議のための資料を提出しなければならない。

(結果報告)

第6条 議長は、課長会議の結果について関係課長に確認させ、共有化を図るため、当該結果を書面で関係課長に報告するものとする。

2 関係課長は、前項の結果を踏まえ、当該事案に対応していかなければならない。

(代理等)

第7条 関係課長は、課長会議に出席できない場合は、代理人を出席させなければならない。

2 前項の代理人は、課長会議において関係課長の権限を有し、その出席は、関係課長の出席とみなす。

3 関係課長は、必要に応じて説明等のために他の職員を同席させることができる。

(庶務)

第8条 課長会議の庶務は、都市部都市計画課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、課長会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。